
弘前市景観計画ガイドライン (景観形成基準の解説)



本書は、市内に建築物、工作物等を建築される方々に対して、景観計画における基準などをわかりやすく解説するために作成したものです。

弘 前 市

弘前市景観計画ガイドライン（景観形成基準の解説）

－目 次－

第 1 章	ガイドラインのご利用にあたって	1
1-1	弘前市が目指す景観づくり	1
1-2	用語の解説	2
1-3	届出制度の流れ	3
1-4	区域の設定について	4
1-5	届出が必要な行為	8
1-6	届出を要しない行為	9
1-7	建築物の届出の要否	10
1-8	工作物の届出の要否	11
1-9	開発行為・土地の形質の変更・水面の埋立て及び干拓の届出の要否	13
1-10	物件の堆積の届出の要否	13
1-11	事前協議及び行為の届出に必要な図書	14
第 2 章	景観づくりのルール	15
2-1	景観計画区域における景観形成基準	15
2-2	大切にしたい場所・眺めにおける景観形成基準	18
2-3	景観形成重点地区における景観形成基準	26
2-4	眺望景観保全地区における景観形成基準	30
第 3 章	景観形成基準の解説・例示	34
3-1	景観計画区域内での行為（大規模な行為）	34
①	建築物・工作物共通	34
②	工作物	44
③	その他の行為	47
3-2	景観形成重点地区内での行為	52
3-3	眺望景観保全地区内での行為	65
(参考)	関係様式	66
